

奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則骨子案等について

条例施行規則骨子案

1 趣旨

この規則は、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）及び奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 届出に添付が必要な書類

法第 3 条第 2 項の届出書には、条例第 4 条の規定による公表を承諾する旨を記載した書面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(注) 知事が必要と認める書類は、施行・指導要領において、消防法令適合通知書等とする予定。

3 住宅宿泊事業の実施の制限に係る要件等

(1) 条例第 2 条の規則で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであることとする。

- ① 法第 11 条第 1 項の規定による住宅宿泊管理業務の委託がされていること又は同項ただし書に該当すること。
- ② 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理者の営業所又は事務所（当該住宅宿泊管理業務に従事する者が当該届出住宅である家屋、当該届出住宅と同一の建築物内若しくは敷地内にある家屋又は当該届出住宅と隣接している家屋に常駐する場合にあっては、当該家屋を含む。以下同じ。）から当該届出住宅までの距離が片道 2 キロメートル未満であること。
- ③ 当該営業所又は事務所において 2 人以上（②括弧書に規定する場合にあっては、1 人以上）の者が②の住宅宿泊管理業務に常時従事していること。
- ④ 当該営業所又は事務所において②の届出住宅に係る住宅宿泊管理業務に従事する者及び当該届出住宅の宿泊者が通話をすることができる機器を設置していること。

(注) 上記の考え方等について、施行・指導要領において示す予定。

(2) 条例第 2 条第 1 号の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- ① 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
- ② 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）

(3) 条例第 2 条第 1 号の規則で定める区域は、区域内に旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けて旅館業を営む者に係る営業の施設が所在する場合における当該区域とする。

(4) 条例第 2 条第 1 号の規則で定める期間は、次に掲げる施設に応じ、それぞれ掲げ

る期間とする。

- ① 学校教育法施行令第29条第1項に規定する公立の学校 同項の規定による休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間
- ② ①に掲げる学校以外の学校 当該学校の学則が定める休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間
- ③ 幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間
- ④ 保育所 当該保育所の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間

4 住宅宿泊管理業者から交付される書面の記載事項

条例第3条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- ① 当該住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所の所在地及びその緊急時の電話番号その他の連絡先
 - ② 当該営業所又は事務所において住宅宿泊管理業務を実施するための人員その他の体制（①の住宅宿泊管理業者が住宅宿泊管理業務の再委託を行う場合における再委託先の人員その他の体制を含む。）の概要
 - ③ その他知事が必要と認める事項
- (注) 上記の考え方等について、施行・指導要領において示す予定。

5 知事が公表する事項

条例第4条第4号の規則で定める事項は、旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行者又は住宅宿泊仲介業者が法第2条第8項各号に掲げる行為をするに際して行う広告に記載されている事項のうち知事が必要と認める事項とする。

(注) 知事が必要と認める事項は、施行・指導要領において、届出住宅の所在地、当該届出住宅に係る住宅宿泊事業者の届出番号、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理事業者の営業所又は事務所の所在地、登録番号及び緊急時の電話番号その他の連絡先等とする予定。

知事告示案

条例第2条第2号の知事が指定する期間は、平成30年度については、10月1日正午から11月30日正午までの期間を指定する予定。

(注) 平成31年度以降は、GWの期間又は4・5月を追加的に指定することを検討。

その他施行・指導要領で示す予定の事項

- 住宅宿泊事業を営む旨の届出を行うにあたっては、届出者から周辺住民に対し住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明することが望ましい旨を示す予定。
- 条例第3条（住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備）に基づく指導監督の考え方等を示す予定。
- その他「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」に沿って指導監督を行う旨を示す予定。